

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月14日

じょうれい かたち こうせい あん 【条例の形（構成）案について】

・これから条例をつくっていくことになりますが、まずは条例がどんな形（構成）になっているのかを、皆さんで確認していきたくと思います。

ぜんぶん （前文）

ぜんぶん じょうれい さいしよ か かれる ぶん じょうれい もくてき りゆう
前文とは、条例の最初に書かれる文で、条例をつくった目的や理由などが書かれます。また、この条例に書かれていることはどんなことなのかが、このぜんぶん よむ だいたい ないよう
前文を読むと大体わかるような内容となります。

もくてき だい1じょう （目的） 第1条

じょうれい もくてき か かれる しみん じぎょうしゃ たいし し かんがえ
条例をつくった目的が書かれるところで、市民や事業者に対し、市の考えや「こうやっていきましょう」ということが書かれます。
また、この「目的」の部分から「第1条」として条例に書かれることとなります。

ていぎ だい2じょう （定義） 第2条

じょうれい なか つかわれる ことば ようご いみ か されます たとえば しょう
条例の中で使われる言葉（用語）の意味が書かれます。例えば、「障がいのあ
る人」とはどのような人のことなのかなど、その言葉の意味が書かれます。

きほんりねん だい3じょう （基本理念） 第3条

じょうれい もくてき じつげん きほんてき かんがえかた おもい か されます
条例の目的を実現するための基本的な考え方（想い）について書かれます。

し せきむ だい4じょう （市の責務） 第4条

じょうれい すすめて し やくわり せきにん か されます
条例を進めていくうえで、市には役割（責任）がある、ということが書かれます。

《市民の役割》 第5条

条例を進めていくうえで、市民に役割があることや、市の施策に協力してください、ということが書かれます。
施策とは…市が目的をもってやろうとすること。

《事業者の役割》 第6条

条例を進めていくうえで、事業者に役割があることや、市の施策に協力してください、ということが書かれます。
また、お店や会社などで、障がいのある人などに、合理的配慮に努めること（「やりましょう」ということ）がここに書かれる場合もあります。

合理的配慮とは…障がいのある人となない人が平等に扱われるために、変更や調整を行うことをいいます。また、国や市役所などと同じく、事業者にも合理的配慮が義務付けられています。

【合理的配慮の例】

- ・意思を伝えるために文字や絵を使うこと
- ・車いすを使っている人などに対し、段差がある場合にスロープなどで補助すること
- ・目の不自由な人に、音声で情報を伝えること
- ・受付などの窓口で、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

など、これらが合理的配慮となります。

（施策の推進方針） 第7条 【ポイント】
条例を進めていくうえで、基本理念に基づき、市が取り組もうとする施策（「やっ^してい^とこう」ということ）が書かれます。
市が取り組もうとする施策を、これから条例をつくっていく中で皆さんに考えてもらうこととなります。また、考えた一つ一つの施策が方針書に書かれることになり、それぞれの施策をどのように実行していく（やっ^してい^とく）のなかでも、今後、方針書をつくる時に考えていくこととなります。

（財政上の措置） 第8条
条例に書かれたことを進めていくうえで、市がその必要な財源について検討していくことが書かれます。
措置とは…解決のためにやっ^してい^とくこと。

（委任） 第9条
条例を進めていくうえで、条例に書かれてあることのほかに必要なことがあった時は、市長が別に決めることができる、ということが書かれます。

【説明の最後に】

・「前文」から「委任」までの条例の形（構成）を説明してきましたが、こちらは事務局の案となりますので、この形（構成）に決まったわけではありません。

これから確認していく条例のたたき台の内容と一緒に、条例の形（構成）についても皆さんで考えていければと思います。

さんこう
【参考】

ぜんぶん から いにん までをならべると、した のような じゅんばん になります。

| | | |
|-------------------------|---------------|---|
| ぜんぶん 前文 | (なし) | ひだり 左の から についての詳しい ことは、この資料の <u>1ページ目</u> に かかれて 書かれています。 |
| もく てき 目的 | だい1じょう 第1条 | |
| てい ぎ 定義 | だい2じょう 第2条 | |
| きほんりねん 基本理念 | だい3じょう 第3条 | |
| し せきむ 市の責務 | だい4じょう 第4条 | |
| しみん やくわり 市民の役割 | だい5じょう 第5条 | ひだり 左の から についての詳しい ことは、この資料の <u>2ページ目</u> に かかれて 書かれています。 |
| じぎょうしゃ やくわり 事業者の役割 | だい6じょう 第6条 | |
| しさく すいしんほうしん 施策の推進方針 | だい7じょう 第7条 | ひだり 左の から についての詳しい ことは、この資料の <u>3ページ目</u> に かかれて 書かれています。 |
| ざいせいじょう そち 財政上の措置 | だい8じょう 第8条 | |
| い にん 委任 | だい9じょう 第9条 | |